

平成31年度事業計画

1. 英霊顕彰事業

(1) 総理、閣僚の靖国神社参拝の継続・定着運動の推進等

先の大戦で国の礎となられた戦没者の尊い犠牲により、我が国は今日、平和と自由を享受できている。戦没者に対し、国家・国民は、尊崇と感謝の誠を捧げることを決して忘れてはならない。

従って、戦没者を祀る靖国神社に、国を代表する内閣総理大臣が参拝し、尊崇と感謝の誠を捧げることは、極めて当然のことである。今後とも、総理、閣僚の靖国神社参拝の定着化に向けて、日本遺族会を通して運動を推進していく。

(2) 高知県護国神社の慰霊行事への奉賛協力等

本県においては、知事の高知県護国神社への参拝が、春秋の例大祭等へ継続して行われており、遺族はひとしく感謝している。引き続き、県内の多くの地方公共団体の首長等に参拝を求めていく。

高知県遺族会（以下「遺族会」）としても、高知県護国神社に対し、本会役職員による例大祭をはじめ各種慰霊行等への奉賛協力を行う。

(3) 地方自治体による追悼式等の実施

戦没者の追悼式等は遺族のためのものではなく、国の平和と愛する郷土の平安、そして家族の幸せを願って犠牲となられた方々を慰霊顕彰し、平和を願うものであり、各自治体は率先して実施すべきである。今後とも、県内のできるだけ多くの自治体により追悼の行事が実施・継続されるよう、行政に対し要望を続ける。

遺族の高齢化に伴い追悼式等への参列者が年々減少していることから、遺族会報に各市町村追悼式の予定を掲載し啓発を行うとともに、各地区遺族会は、会員の参列に当たって、孫・ひ孫などと一緒に参加するよう促す。

また、追悼式の挙行にあたって、県をはじめ多くの市町村で中学生等による「平和の作文」の朗読や若い世代の献花など、式典内容が見直されている。今後とも、各自治体で行われる追悼式について、式典を後世代に引き継いでいけるよう平和学習の一環としての児童・生徒の参列の促進と内容の見直しを継続して要請していく。

さらに、本会役員は、市町村や各種団体が行う追悼式等へ可能な限り参列し、追悼の言葉を述べるなど慰霊・追悼を行う。

(4) 戦跡慰霊巡拝などの実施

- ① 沖縄や南方地域で散華された本県出身の英霊1万8千5百余柱が祀られている沖縄「土佐之塔」への慰霊巡拝を11月に2泊3日の日程で実施する。また、できるだけ多くの人に参加してもらうため旅行日程等の工夫に努める。
- ② 日本遺族会主催の戦跡慰霊巡拝は、その青年部が主体となってフィリピン地域を予定している。実施に当たって会報等を通じPRに努める。
- ③ 遺族会として取り組んでいる忠霊塔の実態調査、戦没者遺品など戦時資料の収集について、適宜にホームページの更新を行うとともに、会員への遺品等の収集の呼びかけを継続する。

特に、遺族の高齢化により困難になりつつある忠霊塔の維持管理について、行政等に対し引き続き積極的な支援を求める。

(5) 遺児慰霊友好親善事業等

日本遺族会が国の補助を受けて実施する本事業は、参加者が年々減少傾向にあるが、遺児にとっては、亡き父の戦没地現地

での慰霊追悼を行い、改めて英霊顕彰を考える貴重な機会となっている。

このため、遺族会報やホームページへの掲載のほか、県及び市町村の広報誌への掲載依頼などにより、参加者募集に努める。また、日本遺族会に対して、戦没者遺児の配偶者や孫・ひ孫などへの参加対象の拡大など事業の見直しを要望していく。特に、遺児の配偶者については、永年にわたり遺児と一体となり戦没者の慰霊活動を行ってきており、遺児同様に高齢化が進むなかで一刻も早い実現を望みたい。

【平成31年度実施地域】

広域地域 14地域、延べ15回、792名（予定）

- ①旧満州 ②旧ソ連 ③西部ニューギニア ④ソロモン諸島
- ⑤東部ニューギニア ⑥トラック・パラオ諸島
- ⑦ボルネオ・マレー半島 ⑧フィリピン ⑨マリアナ諸島
- ⑩ミャンマー ⑪台湾・バシー海峡 ⑫ビスマーク諸島
- ⑬マーシャル・ギルバート諸島 ⑭中国

*なお、フィリピン地域は二次を実施する。

特定地域 3地域、108名（予定）

- ①西部ニューギニア ②東部ニューギニア ③ミャンマー

(6) 遺骨収集帰還事業等

平成28年4月の「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」の成立に伴い、戦没者の遺骨収集は、新たに設置された「(一社)日本戦没者遺骨収集推進協会」が、政府からの委託を受けて実施する形となり、大幅に事業規模及び予算額が拡充された。

この事業への孫・ひ孫等の参加を一層促すため、遺族会報等での啓発を行うとともに、日本遺族会に対して、一般の方の参加を促進するためのPR活動の徹底や参加しやすい環境づくり

に努めるよう積極的に働きかける。

【平成31年度遺骨収集帰還等実施地域】

19地域（予定）

- ①フィリピン ②東部ニューギニア
- ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア
- ⑤パラオ諸島 ⑥マリアナ諸島 ⑦トラック諸島
- ⑧マーシャル諸島 ⑨ギルバート諸島 ⑩ミャンマー
- ⑪インド ⑫樺太 ⑬沖縄 ⑭硫黄島 ⑮ハバロフスク地方
- ⑯沿海地方 ⑰イルクーツク州 ⑱ザバイカル地方
- ⑲ブリヤード共和国

また、遺児の配偶者、孫、甥・姪など参加対象者が比較的広く認められている厚生労働省主催する慰霊巡拝事業は、次のとおり実施される。当該事業についても機会あるごとにPRに努める。

【平成31年度政府主催慰霊巡拝実施地域】

12地域（予定）

- ①フィリピン ②東部ニューギニア
- ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④マリアナ諸島 ⑤アッツ島
- ⑥インド ⑦中国 ⑧硫黄島 ⑨ハバロフスク地方
- ⑩沿海地方 ⑪イルクーツク州 ⑫モンゴル

(7) 全国戦没者追悼式への参列

国が8月15日に実施する全国戦没者追悼式へ参列する公費対象の遺族代表を県から依頼を受けて募集し、県とともに遺族団を引率・参列する。参列者の募集に当たっては、県の広報誌、遺族会報のほか、各地区遺族会での参加の呼びかけを活発に行うよう努める。

また、国費での参列対象者の範囲の拡大や、児童・生徒など次世代の参列を促すため式典内容の見直しなどについて、日本

遺族会を通して引き続き要請していく。

2. 広報啓発事業

(1) 遺族会報の発行

高知県遺族会報を隔月発行し、国の援護行政の情報、県内の各地区遺族会の活動状況や日本遺族会の動向などの情報の適宜提供に努める。

また、会員などに対し広く投稿を求めるなど、魅力ある紙面づくりに努めるとともに、会員へのスムーズな配布をより確実に実施するための手法を検討していく。

(2) その他

高知県遺族会のホームページの活用等により、遺族会の目的、組織や活動内容の積極的なPRを行い、その事業運営や組織の拡充強化等に努める。

また、日本遺族会が毎月発行する遺族通信の購読を希望する方々に対し、遺族会報の発行に合わせ購入頒布する。

3. 遺族福祉向上事業

(1) 公務扶助料等の改善

戦没者遺族に対して支給される公務扶助料等は、国家補償の理念に基づいて支給されるものであって、この理念に基づいて改善が行われるよう、日本遺族会を通して強く国に働きかける。

また、特別弔慰金の支給については、戦没者と一定の生計維持関係を求める現行の支給要件を撤廃し対象者を拡充することや、戦没者への弔慰という本来の趣旨に沿って、実際に戦没者の「墓守り」を行う者を支給対象とするなどの改善要望を引き続き行う。

また、来年2020年4月からの特別弔慰金の継続受給手続

きと平成27年4月以降に特別弔慰金受給対象者となった新規受給手続きの開始に向けて、受給対象者への広報に努める。

(2) 組織の拡充強化と組織・事業の見直し

遺族会は会員の高齢化に伴って組織が弱体化してきており、会員の確保などの努力が求められている。このため、遺族会及び各地区遺族会は一層の連携を図り、次のような取組みを推進する。

- ① 戦没者の遺児は、依然として組織の中心的役割を担うことを自覚し、慰霊祭への参加、会費の徴収、遺族会報の配布等々、積極的に遺族会の活動に参加する。また、各種事業に戦没者の孫・ひ孫等と一緒に参加するなど、新たな後継者づくりに努力する。
- ② 遺族会は、後継者としての孫・ひ孫、甥・姪等を中心とした「青年部」組織の拡充に向け実態調査を継続する。また、対象者等に対し、各地区遺族会と連携し、追悼行事や研修会への参加を促進するなど、遺族会等に対する理解を深め、入会者の確保に努力する。
- ③ 各地区遺族会は、引き続き、新規会員の獲得と後継者の育成を図る。こうした直面する課題に対応し支部活動の活性化に向け、遺族会は地域遺族会活動奨励費の助成金の確保に努める。
 - ア 各地区遺族会は、亡くなられた正会員の遺族、遺児の配偶者、全国戦没者追悼式、慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業等の参加者、特別弔慰金受給者などを中心に入会を働きかける。
 - イ 遺族会活動の後継者として、地域の戦没者の孫・ひ孫、甥・姪やその子などの遺族に対し入会を促すとともに、高知県遺族会青年部員として遺族会への紹介に努める。

④ 会費の減少や金利の低下により、財源の確保が大きな課題である。このため、新たな会員の確保、事業実施に際しての負担金のお願いや各自治体に遺族会への支援の継続を働きかけるなど、安定的な財政運営の確保に努める。

また、会員等への寄付の呼びかけ、特に、特別弔慰金受給者に対し、組織活動への理解を求めるとともに、当面する課題に対する拠金を募るなど、あらゆる方途を講じ財源の確保に努める。

(3) 老人福祉事業

遺族大会の場で、厳しい生活を乗り越え高齢を迎えた戦没者の妻を表彰し、これまでのご労苦に感謝する。

(4) 壮年部・女性部事業

現在、遺族会は活動の中心となってきた遺児等の高齢化に伴い、組織の維持や運営財源の逼迫など、多くの課題を抱えている。

当面、英霊顕彰や遺族福祉の向上などの遺族運動の中心となって担っていく遺児は、こうした遺族会のおかれている厳しい現状を認識し、その資質向上を図ることが必要となる。

このため、遺族会報等を活用し、青年部を含め広く会員等に参加を呼びかけ、合同で研修を実施する。また、日本遺族会女性部が結成65周年を迎えることから関連する行事や研修会への積極的な参加など、全国の遺族会とともに組織の中核としての意識向上、共有化を図る。

(5) 青年部事業

戦争を知らない世代が国民の8割を超え、遺児を中心とした遺族会員の高齢化が顕著となる中で、戦争の体験や記憶を語り継いでいくことが喫緊の課題となっている。このため、孫・ひ孫を中心とした若い世代により、これまでの遺族運動を引き継

いでいく。

青年部組織の拡充に向けて、SNSを活用した情報発信や各種行事での部員募集のチラシの配布などを検討する。また、日本遺族会による青年部研修会への参加や沖縄「平和祈願慰霊大行進」への参加、他支部の青年部との交流などを通して、遺族運動への理解を深め資質の向上を図る。

(6) 遺族大会

本年7月を予定する遺族大会の開催に当たっては、広く参加者を募り、記念講演などを行い、参加者の遺族会活動への理解を深めるとともに、相互の親睦を図る。また、遺族大会の運営に、後継者としての孫・ひ孫などに積極的な参画を求める。

(7) その他 ― 組織・事業の見直し

最近の遺族会は、会員の高齢化、減少傾向が続くなか、後継者としての若い世代の組織化という変化が認められる。

本会は、これまで事業運営を進めるなかで必要な見直しを行ってきたが、一方で、うえのような状況の変化にもかかわらず、長期にわたる硬直化した組織体制やマンネリ化した事業内容、支部活動の停滞などの側面を指摘されてきた。

このため、本会創立70周年の節目を契機として、特別委員会を設置し、遺族会の将来像を描きながら、支部を含めた遺族会活動についての組織・事業の見直しを行う。